

令和元年第2回

長与町議会定例会会議録

令和元年6月 4日開会

令和元年6月14日閉会

長与町議会

令和元年第2回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年 6月 4日
本日の会議 令和元年 6月 4日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総務部 長 山本昭彦君	企画財政部 長 久保平敏弘君
建設産業部 長 日名子達也君	住民福祉部 長 中嶋敏純君
健康保険部 長 辻田正行君	水道局 長 濱伸二君
会計管理者 山口利弘君	企画財政部 理事 田中一之君
住民福祉部 理事 栗山浩二君	総務課 長 荒木秀一君
秘書広報課 長 中村元則君	契約管財課 長 和田弘君
地域安全課 長 宮崎伸之君	政策企画課 長 荒木隆君
税務課 長 山崎昇君	収納推進課 長 藤崎隆行君
土木管理課 長 中尾盛雄君	都市計画課 長 山崎禎三君
産業振興課 長 川内佳代子君	福祉課 長 細田愛二君
こども政策課 長 村田ゆかり君	健康保険課 長 志田純子君
介護保険課 長 堀池英二君	水道課 長 渡部守史君
下水道課 長 山口新吾君	教育 長 勝本真二君
教育次 長 森川寛子君	教育委員会 理事 金崎良一君
教育総務課 長 宮司裕子君	生涯学習課 長 青田浩二君
農業委員会事務局 長 村田佳美君	

会議録署名議員

3番 西田 健 議員 4番 浦川 圭一 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 13時24分

令和元年第2回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和元年6月4日（火）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	報告2	長与町国民保護計画の一部変更について	
6	報告3	平成30年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
7	報告4	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
8	報告5	平成30年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
9	報告6	西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について	
10	報告7	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
11	29	長与町森林環境譲与税基金条例	
12	30	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	
13	31	長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	
14	32	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
15	33	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	
16	34	長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
17	35	長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
18	36	長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	

日程	議案番号	件名	備考
19	37	長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
20	38	長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例	
21	39	長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
22	40	長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
23	41	長与町北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
24	42	長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
25	43	長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	
26	44	長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例	
27	45	長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
28	46	長与町南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
29	47	長与町駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
30	48	長与町駐車場条例の一部を改正する条例	
31	49	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	
32	50	長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例	
33	51	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
34	52	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
35	53	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	
36	54	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
37	55	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	
38	56	令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）	

令和元年第2回長与町議会定例会会期日程

◎ 会 期 6月4日(火) ～ 6月14日(金) 11日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
6	4	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程(提案理由説明)
					(全員協議会)
	5	水	9:30	本会議	議案に対する質疑・付託(委員会付託議案)
	6	木	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前) 岩永議員・浦川議員 (午後) 吉岡議員・安部議員・金子議員
	7	金	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前) 堤 議員・内村議員 (午後) 八木議員・西田議員・河野議員
	8	土	—	休 会	
	9	日	—	休 会	
	10	月	9:30	本会議	一般質問(1名) (午前) 松林議員
					委員会
	11	火	9:30	委員会	付託案件審査
	12	水	9:30	委員会	付託案件審査
13	木	9:30	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ	
14	金	9:30	本会議	委員長報告・採決(委員会付託議案)	

1	10番	<p>岩永政則 議員</p> <p>① 乗合タクシーについて ② 長与町議会議員選挙の無投票当選の結果と今後の考え方について</p>
2	4番	<p>浦川圭一 議員</p> <p>① 総合計画の計画実行、実施の検証について ② 開発負担金等の適正な徴収について ③ 町道後川内中央線の横断歩道および停止線の表示について</p>
3	13番	<p>吉岡清彦 議員</p> <p>① 高齢者対策について ② 都市機能を形成する道路の有り方について ③ 選挙管理委員会の有り方について</p>
4	6番	<p>安部都 議員</p> <p>① 子ども・子育て・教育支援策と安全対策について ② 高齢者が幸せを感じるまちづくりについて</p>
5	9番	<p>金子恵 議員</p> <p>① 投票率向上に向けた取組について ② 環境への取組について</p>
6	11番	<p>堤理志 議員</p> <p>① 生活環境について ② 成人の発達障害について</p>
7	7番	<p>内村博法 議員</p> <p>① 防災対策の充実強化について ② 学校教育について</p>
8	1番	<p>八木亮三 議員</p> <p>① 風しんワクチン不徹底世代へのワクチン接種の周知について ② より多くの町民が参加できるような安価な文化的娯楽の提供について ③ 新図書館建設への町長のお考えについて</p>
9	3番	<p>西田健 議員</p> <p>① 長与町の生活環境について ② 認知症事故の保険導入について</p>
10	12番	<p>河野龍二 議員</p> <p>① 町道整備について ② 里山整備について ③ 東高田町営住宅付近の路上駐車について</p>
11	2番	<p>松林敏 議員</p> <p>① 情報通信基盤を活用した地域振興について ② 長与町健康のまち宣言について</p>

○議長（山口憲一郎議員）

皆様おはようございます。ただいまから令和元年第2回長与町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3番西田健議員、4番浦川圭一議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの11日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配付したとおりであります。これで議長報告を終わります。

次に、請願陳情文書表について申し上げます。請願、陳情につきましては、お手元に配付した請願陳情文書表のとおり陳情2件で、参考配付といたしております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。初夏の柔らかな日差しが若葉に降り注ぐ頃となりまして、議員各位におかれましては、ますます御精采のことと存じます。本町におきましては、町制施行50周年という記念すべき年を迎えまして、各種事業を開催しているところでございます。また議会におかれましても50年を振り返るとともに、未来へ繋げる議会50周年記念誌を発行されました。議員各位の御尽力に心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。さて、令和元年第2回長与町議会定例会にお願いいたしましたところ、議員各位に大変御多用のところにおきまして、心から厚く御礼を申しあげます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても多くの議案をお願いいたしておりますので長期間になるかと思っておりますけれども、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは3月から5月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので主要な部分だけ御報告をさせていただきます。はじめに3月25日には長与町町制施行50周年記念事業実行委員会を開催しております。本年1月から実施をしております各種記念事業の進捗を報告するとともに、新規事業を含めた今後の展開について御意見を賜りました。また、町民自主企画事業補助金につきまして、新たに3件の審査を行っていただき採択をいたしました。なお、毎年3月に開催しておりました長与シーサイドマルシェは、残念ながら天候不良のため中止となっております。4月に入りまして1日に大村湾漁業協同組合発足式が執り行われました。2

市4町からなる大村湾、多良見町、川棚の3漁協の合併がなされたことは、大村湾を基盤とする地域に根差した水産業の発展に有効であると考えておるところでございます。

10日には高田南土地区画整理事業の整備促進につきまして、国土交通省などへの要望を行っております。12日には自治会長会、保健環境連合会の総会が開催されました。今年度は新しく19名の方が自治会長に就任をされておられます。13日には町制施行50周年記念事業、緑の月間記念植樹祭といたしまして中尾城公園に紫陽花の植樹を行っております。今後、桜と共に紫陽花が公園を彩り、町民の皆様の新たな憩いの場になれば幸いです。5月に入りまして17日に長与町自主防災組織連絡協議会総会を開催しております。自主防災組織では、自分たちの地域は自分たちで守ることを目標に自主防災組織相互の活性化、町民の防災意識の高揚と地域の連携強化に努めていただくなど、災害に強いまちづくりに御尽力をいただいております。現在本町の自主防災組織は、既に44組織が結成されております。これは県内でもトップクラスの組織率になっておるところでございます。28日には一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会様と災害時における協力に関する協定書の締結式を執り行いました。本協定によりまして、地震、風水害等により多数の死者が発生した場合など万が一の大規模災害時に備えて、必要となる支援や救済を迅速に受けられるようになります。本協定が締結できましたことは町民の安全安心を担う本町にとりまして大変心強く、町民の皆様の安心感の向上にも寄与するものと期待をしております。また、この行政報告にはございませんが、4月、5月と各種団体の総会が数多く開催されておまして、日程の調整がつく限り出席をさせていただいております。

そのほかにお手元に配付のとおり多くの会議、事業等があります。次に載せております5,000万未満の入札結果と合わせまして、御参照いただければと存じます。以上が3月から5月にかけての行政報告でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告2長与町国民保護計画の一部変更についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告2につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

皆様おはようございます。私からは報告2長与町国民保護計画の一部変更につきまして御報告をさせていただきます。平成19年3月に作成いたしました長与町国民保護計画につきまして、平成30年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6

項の規定に基づき報告するものでございます。今回の変更は気象データなどの年次データの変更新、国の所管省庁名の変更、長与町組織規則の改正に伴う課名の変更のほか、用語の修正となっております。変更の箇所につきましては、新旧対照表に朱文字で記載しておりますので、御参照ください。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第6、報告3平成30年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続き報告3につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。それでは御報告申し上げます。報告3平成30年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。先の3月定例会で議決をいただきました補正予算（第5号）の繰越明許費10件、合計9億2,224万8,000円に対しまして、翌年度繰越額は、プレミアム付き商品券事業以下10件、合計9億776万円でございます。翌年度繰越額の財源内訳は、未収入の特定財源として国県支出金1億8,208万2,000円、地方債5億2,190万円、そして一般財源が2億377万8,000円となっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第7、報告4平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告4につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

皆様おはようございます。それでは報告4平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告をいたします。平成30年度の繰越明許費は、1款土木費1項都市計画費の高田南土地区画整理事業、限度額1億3,953万5,000円に対し、翌年度繰越額1億3,135万2,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、国県支出金1,187万2,000円、その他1億1,948万円ござ

います。繰越の主な内訳といたしましては、工事2件、補償3件となっております。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第8、報告5平成30年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告5につきましても、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

皆様おはようございます。報告5平成30年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。第1款資本的支出第1項建設改良費、事業名、下水道事業のうち繰越対象の委託費、予算計上額3億1,974万7,000円、翌年度繰越額3億1,974万7,000円でございます。財源内訳として、国庫補助金1億7,392万6,000円、企業債1億4,050万円、損益勘定留保資金532万1,000円でございます。繰越の理由は、平成30年度の補助事業に対して、当初は内示減に伴い施工量を減じて発注をしておりましたが、国の補正予算により内示額が増となったため、それに伴う施工量に対する工期が必要となったためでございます。次に繰越対象の工事請負費、予算計上額1,209万6,000円、翌年度繰越額1,209万6,000円でございます。財源内訳として、企業債1,140万円、損益勘定留保資金69万6,000円でございます。繰越の理由は、交通誘導員の手配調整に不測の日数を要したためでございます。以上により、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、予算計上額3億3,184万3,000円、翌年度繰越額3億3,184万3,000円となり、財源内訳として、国庫補助金1億7,392万6,000円、企業債1億5,190万円、損益勘定留保資金601万7,000円を計上しております。以上で御報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第9、報告6西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告6につきましても、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

おはようございます。それでは、報告6につきまして、私の方から報告をさせていただきます。報告6 西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し報告いたします。書類の内容は平成31年度予算及び平成30年度決算となっております。まず、平成31年度予算について概要を説明いたします。1ページをお開きください。第2条では収益的収入及び支出の予定額として収益的収入の合計を6,435万8,000円、収益的支出の合計を6,448万1,000円と定めております。2ページをお開きください。第3条では資本的収入及び支出の予定額として資本的収入の合計を151万1,000円、資本的支出の合計を6,536万7,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,385万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものと定めております。第4条では短期借入金の限度額、第5条では予算の弾力運用について定めております。予算に関する説明書につきましては御参照いただきたいと思います。

続きまして平成30年度決算につきまして概要を説明いたします。決算諸表の1ページをお開きください。平成30年度における公社の事業活動の結果、年度末における事業用資産は面積1万2,779.62平方メートル、金額10億389万564円となっております。また、613円の利益が生じたので、準備積立金の合計は245万8,585円となっております。2ページには主な処理事項、3ページには理事会及び監事会開催状況と役員に関する事項を記載しております。4ページの貸借対照表では、資産合計と負債資本合計がそれぞれ10億1,143万3,272円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は745万8,585円となっております。5ページの財産目録には資産及び負債の内訳を記載しております。6ページの損益計算書では、収益から費用を差し引いた当期純利益が613円となっております。7ページのキャッシュフロー計算書では、事業活動、投資活動、財務活動に係る現金の流れにより、今期の現金及び現金同等物増加額が5万4,548円で、期末残高では251万2,708円となっております。次に添付している附属明細書の中で長与町に係る土地の変動について説明いたします。2ページ、3ページの事業用資産明細表でございます。長与町分の当期増加高では、支払利息2件の合計143万9,827円が増加しております。当期減少高の内訳として、高田南土地区画整理事業用地で面積439.39平方メートル及び支払利息の減少と土地の貸付に係る使用料等の充当分による減少があり、長与町合計で6,239万5,764円の減少となっております。したがって、長与町分の期末残高の合計は、面積が1万2,302.18平方メートル、用地費と支払利息合わせて9億6,519万130円となっております。以上で書類の説明と報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第10、報告7 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告7につきましては、所管より報告させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは、報告7 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告をいたします。本報告は本町嬉里郷で発生した物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年5月15日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し、氏名等を黒塗りしております。事故の概要ですが、平成31年4月10日午前10時30分頃、嬉里郷752番地1の町有地内で発生したもので、町有地からバック運転で町道に出ようとしたところ後方確認を怠り、駐車してありました相手車両と接触をし、車両後部等を破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し、双方とも一切異議、請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は損害額の10割相当額の24万8,000円でございます。職員に対しましては、日頃より交通法規の遵守、安全運転の徹底について指導を行っているところではございますが、引き続き指導を行い安全運転の徹底に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第11、議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

ただいま議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例につきまして、提案理由を申し上げます。本条例は、平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、市町村へ森林環境譲与税が譲与されることに伴い、森林整備に関する施策等を十分に検討できる時間を確保できることに加え、事業を効率的に行うための一定規模の事業予算化を図るため、長与町森林環境譲与税基金条例を新たに定めるものでございます。第1条では設置の目的を規定しております。第2条では基金の積み立てる額を規定し、第3条では基金の管理について、第4条では運用益金の処理について規定しております。第5条では積み立てた基金の処分について、第6条では委任について規定したものでございます。附則につきましては、本条例の施行を公布の日からとしております。御審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第12、議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第30号から第32号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は住民サービス向上を目的として、令和2年1月15日から新たに開始するコンビニ交付サービスにおいて印鑑証明書の発行を行うため及び自動交付機による交付サービスの終了に伴い、条例の一部を改正するものでございます。第13条の2につきましては、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が、個人番号カードと暗証番号によりコンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から印鑑証明書の交付を受けるための手続きについて条文を加えるものでございます。第7条及び第13条第3項につきましては、自動交付機による交付サービスの終了に伴い、印鑑登録証の規定の一部を削除すること及び印鑑登録証を使用して自動交付機による印鑑証明書の交付を受けることのできる規定を削除するものでございます。附則につきましては、第1項で施行日を令和2年1月15日からとしております。ただし、第7条の改正規定及び第13条第3項を削る改正規定につきましては、2年を超えない範囲内におきまして規則で定める日から施行するというものでございます。また、第2項で改正前に交付された印鑑登録証については、新条例の規定により印鑑登録証とみなすものでございます。

続きまして、議案第31号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人、利率及び償還方法を改めるほか、規定の整備を行うものでございます。第1条につきましては字句の修正、第4条につきましては災害弔慰金を支給する遺族の範囲に係る規定を整理するものでございます。第6条及び第7条第2項につきましては字句の修正を行い、第14条につきましては、保証人及び利率に関する規定を整備するもので、第1項及び第3項では保証人に関すること、第2項では利率を現行の年3%から保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合には年1.5%と改正するものでございます。第15条第1項につきましては償還方法に月賦償還を追加し、第2項及び第3項につきましては法令並びに本条例改正に伴う規定の整理でございます。附則につきましては、第1項では施行期日を、第2項では経過措置について規定をしておるところでございます。

続きまして、議案第32号長与町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。第6条及び第45条につきましては、連携施設に関する要件の規制緩和を図るものでございます。附則第2条第2項につきましては、家庭的保育者の居宅だけでなく居宅以外の場所で保育を提供する場合におきましても、食事の提供に関して経過措置を設けるものでございます。また、附則第3条につきましては、連携施設に関する経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

以上が議案第30号から第32号までの提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第15、議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例から日程第37、議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例までの23件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第33号から議案第55号につきまして、提案理由を申し上げます。消費税率等の引き上げにつきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律において定められており、令和元年10月1日から10%に引き上げられることとされております。今回の条例改正は、令和元年10月1日からの消費税率の引き上げを踏まえ、使用料等に関する規定の改正を行うとともに所要の改正を行うものでございます。なお、附則につきましては、施行日を社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に定める日としております。施行日をこのように定めておりますのは、国が消費税率を引き上げる日を変更した場合には当該日が改正されと考えられますので、今回提案している条例改正の施行日につきましても国に合わせて変更するためでございます。また、必要に応じまして経過措置を規定しておるところでございます。

それでは改正内容につきまして御説明を申し上げます。

議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公民館使用料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第34号長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ホール使用料等を規定する別表の料金額を改めると共に所要の改正をしております。

議案第35号長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

につきましては、部屋使用料等を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第36号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料等を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第37号長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、武道館使用料等を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第38号長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第39号長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、宿泊料等を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第40号長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料等を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第41号長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第42号長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料等を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第43号長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第44号長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第45号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料等を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第46号長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第47号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料について規定する別表の料金額を改めるとともに所要の改正をしております。

議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例につきましては、駐車場使用料について規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、粗大ごみの処理手数料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第50号長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する

条例につきましては、一般公共海岸占用料及び土石採取料を規定する第6条の第2項中100分の108を100分の110に改めることとしております。

議案第51号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路占用料を規定する第2条の第4項中100分の108を100分の110に改めることとしております。

議案第52号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町営住宅駐車場使用料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第53号長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料を規定する別表の料金額に改めることとしております。

議案第54号長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、施設使用料を規定する別表の料金額を改めることとしております。

議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、消費税率の引き上げを踏まえた使用料に関する規定の改正及び水道法の一部を改正する法律により、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制度の創設に伴い、所要の改正を行うものがございます。改正内容といたしましては、水道料金を規定している第22条第1項の消費税8%の税込金額を消費税10%の税込金額に改正し、第28条第1項第1号の加入金、第30条第1項第1号及び第2号の分岐料及び第31条のメーター器取付工事費につきましても同様の改正を行うものです。また、手数料を規定している第33条第1項第1号に指定給水装置工事事業者指定更新手数料1件につき5,000円を徴収する内容を加え、併せて条文の整理を行うものがございます。附則につきましては、第1項で他の一括提案しております条例と同様に施行日を定めておりますが、第33条第1項第1号の指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制度の創設に伴う改正規定の施行日は、令和元年10月1日としております。また、第2項で本条例の適用及び経過措置について規定をしておるところでございます。

以上が議案第33号から第55号までの提案理由でございます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第38、議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。ただいま議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,708万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額

を128億1,677万2,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の2款地方譲与税では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、市町村に譲与される森林環境譲与税を計上いたしました。13款国庫支出金では、幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援事業費補助金、障害者総合支援事業費補助金及び疾病予防対策事業費等補助金を計上。14款県支出金では、研究指定校事業委託金及びキャリア教育充実事業委託金を計上いたしております。15款財産収入では森林環境譲与税基金の運用収入を計上。17款繰入金では財源調整のための財政調整基金の繰入金を計上。19款諸収入では長崎県町村会物産展事業助成金を計上いたしております。

続きまして、3ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。2款総務費では、東京で開催される全国町村会主催の物産展出店に係る経費及び幼児教育無償化に係る電算システム改修委託料を計上。3款民生費では、幼児教育無償化実施に係る事務経費及び老人福祉センター丸田荘入浴施設における水質改善のための循環配管洗浄委託料を計上。4款衛生費では風疹抗体検査事業に係る経費を計上いたしております。6款農林水産業費では森林環境譲与税基金積立金を計上。10款教育費では研究指定校事業及びキャリア教育充実事業に係る経費を計上いたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照の上、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時15分～11時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。改めて午後1時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時20分～13時22分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程が変更になりましたので、事務局より説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

それでは会議日程の変更がございましたので、御報告の方をさせていただきたいと思っております。明日6月6日水曜日は議案に対する質疑と付託を行います。そして6日木曜日、一般質問5名。7日金曜日、一般質問5名。8日土曜日は休会でございます。9日日曜日にも休会でございます。明けて10日月曜日、一般質問1名、付託案件審査となります。11日火曜日、付託案件審査。12日水曜日、付託案件審査。13日は付託案件審査の予備日となっております。そして最終日14日金曜日は、委員長報告と採決という流れ

になっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

お諮りをいたします。ただいま説明のとおり実施したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

（散会 13時24分）